平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

新制度では、保護者のライフスタイルや育児に関する考え方に基づいて、子育て家庭がさまざまな選択肢を持てるよう、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新しい仕組みになります。

今月号では、制度の概要等についてお知らせします。

《新制度の概要》

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を図ります。認定こども園では、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けられます。例えば3歳以上の場合、保護者が仕事を始めた（辞めた）などで就労状況が変わっても、通い慣れた園を継続して利用できます。

保育の量的拡大・確保

従来の保育所・幼稚園・認定こども園に加え、新制度では「地域型保育事業 ※1」が新設されることで、さまざまなタイプの保育施設の普及が推進されます。

地域の子ども・子育て支援の充実

さまざまな子育て支援に関するニーズに対応できるよう、多様な支援を充実します。

※1 **地域型保育事業とは…**
家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業で、0～2歳の保育が必要な子どもを保育します。開設には市の認可が必要で、現在、市内で認可を受けた事業はありません。

◆例えばこんなふうに利用できます◆

- ○普段は…
  認定こども園・幼稚園・保育所に通園
- ○急な用事などが入ったら…
  延長保育・一時預かり
- ○子どもが病気に！でも休めない…
  病児・病後児保育
- ○小学校に入学したら…
  アフタースクールなど

《保育所・幼稚園・認定こども園などの利用について》

入園手続きの時期や方法が大きく変わるわけではありません。

ただし、これらの施設を利用する際には、利用のための認定を受けていただく必要があります。認定の区分ごとに申請いただき、要件に適合する方には、市から「認定証」を交付します。

認定は、利用先の希望や子どもの年齢などによって3つの区分があり、認定区分に応じて利用できる施設が異なります。（左表参照）

区分	対象	利用先
1号	子どもが3～5歳で教育希望	幼稚園、認定こども園
2号	子どもが3～5歳で保育必要	保育所、認定こども園
3号	子どもが0～2歳で保育必要	保育所、認定こども園、地域型保育事業

《入園手続きの流れ》

幼稚園、認定こども園（幼稚園部）

①幼稚園等に直接利用申込をします。
②幼稚園等から入園の内定を受けます。
③幼稚園等を通じて「利用認定」を市に申請します。
④幼稚園等を通じて、市からの「認定証」が交付されます。
⑤幼稚園等に入園します。

保育所、認定こども園（保育園部）

①市（子育て支援課）に、利用認定を申請します。
②市からの「認定証」が交付されます。
③市に保育所等の利用希望の申し込みをします。
④申請者の希望、保育所の状況などに応じて、市が利用調整を行います。
⑤保育所等に入園します。
※すでに保育所・幼稚園に通園中の方も、利用のための認定を受ける必要があります。

《保育料について》

利用する施設の種類に関わらず、保護者の所得に応じた保育料が基本となります。具体的な金額については、国が定める基準を上限として、今後、決定します。

平成27年4月に入園を希望する方の利用手続きや、市内の幼稚園、保育所、認定こども園の状況については、広報かとう11月号で詳しくお知らせします。

問い合わせ
福祉部子育て支援課
（庁舎1階）
☎43・0408
教育委員会学校教育課
（庁舎4階）
☎43・0541

お詫び 郵送でお知らせした子育て世帯臨時特例給付金の申請について、問い合わせ電話番号に誤りがありました。お詫びして訂正します。　**正 加東市給付金専用ダイヤル ☎43－0575**

なぜなに加東（かとう）

このコーナーは、市の制度や仕組み、また、みなさまの疑問をできるだけわかりやすく解説するコーナーです。

今回の疑問 公共施設の適正化について

わたしがお答えします！
企画部企画政策課
副課長　三木　秀仁

『公共施設の適正化』ってなに？

公共施設の適正化は、今後必要になる施設の維持・管理費用や、改修工事・建て替え工事費用を算出し、これからの市の財政上、無理のない範囲で運営するために、優先的に維持する施設を決めたり、施設の統合や廃止を進めたりする取り組みです。

合併によって誕生した加東市には、市の規模以上に公共施設があり、同じ機能の施設が重複しています。そのため、公共施設の見直しを、市の『避けては通れない課題』と位置付け、平成21年度から解決に向けて検討を進めてきました。

今年度になって、総務省から地方公共団体に向けて、公共施設等総合管理計画の策定要請が出るなど、公共施設の見直しは全国的な動きとなっています。

どんな施設が対象になるの？

適正化の対象は、市立の公共施設のうち、幼稚園、保育園、小・中学校、文化会館、図書館、公民館、体育館、グラウンド、福祉センター、観光施設などです。（広報かとう8月号5ページ参照）。

対象になっている全ての施設に対して統合・廃止などの措置を行うわけではありませんが、検討の結果、統合・廃止となる可能性は、全ての施設にあります。

公共施設を適正化すると、いいことがあるの？

『このままではいけないので、やりくりをしよう』という考えが公共施設の見直しの始まりですが、検討をしていく中で、古くなった建物を統合して、新しくて、よいものを建てようという結果になることもあります。また、維持管理に使わなければならなかったお金をうまく圧縮できれば、福祉や教育など、他の分野の充実にも役立てることができます。

みなさまが普段使っている施設や思い入れのある施設が、結果的に統合・廃止となるかもしれません。みなさまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ
企画部企画政策課
（庁舎4階）
☎43・0389

子育てほっとメッセージをケーブルテレビからもお届けします。

平成26年3月に完成し、ご好評をいただいている『子育てほっとメッセージ集2』。より多くの方に優しく温かなメッセージに触れていただけるよう、メッセージ集を朗読して、ケーブルテレビ「かとう情報BOX」からお届けしています。

朗読にご協力をいただいている方々は、広報または児童館に掲示した募集ポスターをご覧になって応募いただいた5人の朗読ボランティアのみなさんです。

応募の動機について「今までの経験を生かして役に立てることがあれば」と話された西山さんは、「朗読した中で"早く大きくなって欲しい"という言葉が印象に残りました。自分も子育ての際、そう思ったり、"この年齢の息子は1年しかいないんだ"と感じて、幼い息子との今を大切にしたいと思ったりしながら、こどもと向きあってきました。

子育て中の方だけでなく、子育てが一段落した方にも、このメッセージ集を知ってもらえればうれしいです」と笑顔でした。

一人でも多くの方に、このメッセージ集に触れていただきたいと思っています。ぜひ、番組をご覧いただき、ほっとしたひとときをお過ごしください。

ケーブルテレビ番組名
「かとう情報BOX」
放映期間　毎週日曜日から水曜日（詳しくは番組表をご覧ください）

問い合わせ
福祉部子育て支援課
（庁舎1階）
☎43・0408